

◆ 男がつくる簡単祭り膳

# おとこの料理教室に参加しませんか

【問い合わせ】 男女共同参画センター ☎ 22-9632 FAX 22-9666 ✉ jinken-danjo@city.iga.lg.jp

料理に挑戦してみようという男性を対象に料理教室を開催します。

【とき】 10月5日(土) 午前10時～午後1時

【ところ】 ハイTOPピア伊賀 4階調理実習室

【内容】

○メニュー：栗おこわ・鶏もも肉のからあげ・ツナの入ったポテトサラダ・根菜とわかめのみそ汁

○講師：松永 啓子さん

【対象者】

市内在住の料理初心者の男性

【料金】 500円

【持ち物】 エプロン・三角巾

【定員】 15人 ※先着順

【申込方法】

住所・氏名・電話番号を下記までお伝えください。

【申込受付開始日】 9月9日(月)

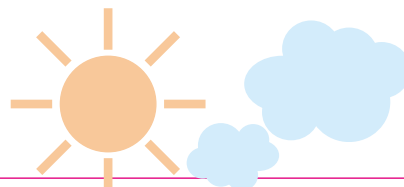
【申込先・問い合わせ】

男女共同参画センター

☎ 22-9632 FAX 22-9666

✉ jinken-danjo@city.iga.lg.jp

本紙2ページの「城下町ホテル」について、わかりやすく解説します。



## こども広場 「城下町ホテル」

### なぜ城下町ホテルを始めるの？

伊賀市に住む人が年々少なくなり、空き家が増えていきます。特に伊賀上野城下町では、町家や長屋など城下町特有の建物が建ち並び、昔ながらの古い設備や、駐車場が無い、道がせまいという理由で、新たに移り住む人が少なくなっています。

空き家がこれ以上増え続けると、お祭りなど昔からの伝統や地域を維持することができなくなるかもしれません。また、空き家を放っておくと、建物が傷み、瓦が落ちたり、壁が崩れるなど、近所や通行人へ迷惑をかけてしまいます。

こうした、増え続ける空き家を減らし、まち全体に賑わいが戻ることをめざして城下町ホテルの取り組みを進めています。

### 城下町ホテルって何？

伊賀上野城下町にある空き家となった建物を改修して宿泊

するための客室として使います。その客室のひとつをホテルの受付窓口（フロント）として使い、また、城下町にあるいろいろなお店と協力し合いながら、ホテルを運営していくことを城下町ホテルといいます。

### 城下町ホテルがオープンします

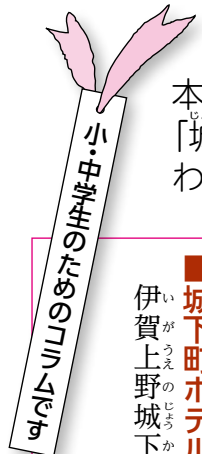
来年は、東京オリピック・パリオリンピックが開催されますが、城下町ホテルはその年の春にオープンを予定しています。上野相生町にある栄楽館にホテルのフロントを置き、地元の農産物を使ったレストランや客室も整備します。これ以外にも、2棟の空き家をホテルの客室に改修します。

今後、城下町全体に客室や観光客の方が立ち寄れるいろいろなお店を増やしていきます。



【問い合わせ】 市民生活課 空き家対策室

☎ 22・9676 FAX 22・9641





## 芭蕉翁記念館だより

皆さんは重陽ちゅうようをご存じですか。日本には1年の節目となる日が計5日あり、これを五節句ごせつぐと呼びます。この五節句の最後に当たるのが、旧暦9月9日の重陽で、この日は菊の花を酒に浸して長寿を祝う行事が行われました。

芭蕉さんもこの重陽について、次のような句を詠みました。

菊きくの香かや奈良ならには古ふるき仏達ほとけたち

「古い仏たちがいらっしやる奈良の都には、重陽の日で菊の香りが漂っている」と詠んだもので、奈良で迎えた重陽の日を古風で優雅なイメージの句にしました。

### ◆企画展「芭蕉と絵」

9月17日(木)まで

### ○ギャラリートーク

9月7日(土) 午後1時30分～

### 【問い合わせ】

- 文化交流課 ☎ 22-9621 FAX 22-9619
- 芭蕉翁記念館 ☎ 21-2219

## 公共交通を利用しましょう

### 秋の夜長に「お月見列車」

伊賀鉄道では、中秋の名月にあわせ、恒例の「お月見列車」を運行します。車内では、ヴァイオリンの演奏や、バス独唱を行います。また、すすきの飾り付けやお月見だんごの振る舞い、お月見パンの販売など、お月見ムードを盛り上げます。秋の夜長に、車内からのお月見を楽しんでみてはいかがでしょうか。

【運転日】 9月14日(土)

### 【運転時刻】

- 往路 忍者市(上野市)駅 午後6時35分発→伊賀神戸駅 午後7時3分着
- 復路 伊賀神戸駅 午後7時15分発→忍者市(上野市)駅 午後7時44分着

【料 金】 乗車区間の運賃のみ(定期券や回数券でも乗車できます)

※お月見だんご、お月見パンなどは数に限りがあります。  
※雨天でも「お月見列車」として運行します。

### 【問い合わせ】

- 伊賀鉄道株式会社 ☎ 21-3231
- 交通政策課 ☎ 22-9663 FAX 22-9694

## 明日に向かって ～差別をなくしていくために～

人権について考えるコラムです。

### ハンセン病訴訟から考える - 農村整備課 -

6月、熊本地方裁判所は、国が続けたハンセン病患者の隔離政策によって差別を受けたとして「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟」を起こした家族たちに対し、国の責任を認める判決を下しました。

ハンセン病は、らい菌に感染することにより、皮膚や神経に症状が現れる病気です。感染症の一種ですが、多くの人が自然免疫を持っているため感染力は非常に弱く、現在は治療法も確立されています。

しかし、まだ治療法が見つかっていなかった時代、ハンセン病は不治の病だと考えられていました。そのため、国は1907(明治40)年、「癩(らい)予防に関する件」という法律を制定し、ハンセン病患者を国立療養所に入所させて社会から隔離する政策を進めました。

これにより、ハンセン病は感染力が強いという間違った考えと大きな偏見が生まれ、昭和4年には競ってハンセン病患者を見つけ出して入所させ

るという「無らい県運動」が全国的に起こりました。そして、1931(昭和6)年には「癩(らい)予防法」が成立され、ハンセン病患者は自らの意思とは関係なく次々に強制収容されてしまったのです。

治療法が見つかり、完治する病になった後も、ハンセン病元患者と家族は間違った考えや偏見を持った人々からの差別に長い年月苦しみました。もし、国がハンセン病に対する誤解を是正する取り組みをすぐに進めていれば、こうした差別は防げたのではないかと思います。

「ハンセン病家族国家賠償請求訴訟」は、家族と共に過ごす大切な時間を奪われてしまった人たちの心からの訴えです。

このような悲しい出来事が二度と起こらないよう、「無知」は時として「差別」に繋がること、そして「行動」しなければ差別は無くならないということを忘れないようにしたいと思います。

■ご意見などは人権政策課 ☎ 22-9683 FAX 22-9684 ✉ jinken-danjo@city.iga.lg.jp へ